

## スト回避の努力を 放棄した会社

### 闘申3号(12/1日申し入れ)に対する回答

1. JR 東海労の一方的な休日出勤の解消と適正要員の確保を求めた「争議行為の予告」に対する会社の見解を明らかにすること。  
(回答) 誠意ある対応をしております極めて残念である。  
(組合) 残念なのはこっちだ!
2. 事前に平和的に解決する意志があるのか明らかにすること。  
(回答) 労使間で双方誠意を持って解決に努力することは当然のことである。  
(組合) 誠意を持って解決に努力するのは会社だ!
3. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合の勤務認証を明らかにすること。  
(回答) 労働協約や就業規則等の定めに基づき取り扱う。  
(組合) 具体的にどうなるのか。  
(会社) 休日出勤の勤務が特休ならば特休となる。
4. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合、賃金の減額を行なうのか明らかにすること。  
(回答) 3項と同じ。
5. 休日出勤を指定された組合員が争議行為へ参加した場合、懲罰を科すなど不利益扱いは行なわないと認識しているが見解を明らかにすること。  
(回答) 諸法令の定めに基づくことはもちろんのこと労働協約や就業規則の定めに基づき適切に取り扱う。

**ストを回避するにはただひとつ!**

**ただちに「一方的な休日出勤」の指定をやめることだ!**

争議行為に対して、  
会社の見解は「極めて残念」?  
残念なのは、ストライキを  
回避しない会社の姿勢だ!